

仙台市災害危険区域条例第2条第5号の規定に基づき指定する区域

次表に掲げる宮城野区及び若林区の一部の区域（別紙 災害危険区域図参照）

なお、災害危険区域図は、仙台市都市整備局建築宅地部建築指導課において縦覧に供します。

行政区	指定区域	
	大字名	小字名
宮城野区	岡田	海浜，上谷地，新浜東通，砂原，砂山及び東砂原の各全部並びに新浜浦通東及び新浜中通の各一部
	蒲生一丁目の全部	
	蒲生二丁目の全部	
	蒲生	荒田，井戸谷地，北荒田，西屋敷添，念仏田，八郎兵エ谷地第一，八郎兵エ谷地第二，東屋敷添，南中河原，屋敷及び山神の各全部並びに小田切，鍛冶谷地，北上河原，北下河原，北中河原，二本木，細川，町，南下河原及び元切の各一部
	中野	牛小舎，西原及び船入の各全部並びに高松の一部
	港一丁目の一部	
	港二丁目の一部	
若林区	荒浜	伊勢西，一番山，一本杉東，井戸浜境，今切，海浜，川向，北今切，北官林，北丁，四本松，神林，中丁，七十刈，西，念仏田，南官林，南丁及び谷地中林の各全部並びに一本杉南，一里塚，狐塚，五枚下り，下大堀淵，新堀端，西谷地東及び二部谷地の各一部
	荒浜新一丁目の全部	
	荒浜新二丁目の全部	
	井土	小午沼向山，開発，須賀，砂崩，太夫野，沼田向山及び山ノ後の各全部並びに大分，北浦，二郷堀，沼向，東浦及び南浦の各一部
	種次	高原，中野，中野東及び沼田の各一部
	藤塚	牛道下，下川原，土手外，東谷地，松の西及び屋敷の各全部並びに一本松，三十刈，中道下及び沼田の各一部
	二木	新原の一部

備考 この表における土地の表示については、この告示があった日後に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による処分により、土地の表示が変更されたときは、変更された土地の表示による。